

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年2月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和5年7月16日 09時55分ごろ
発生場所	福井県高浜町今戸鼻 <sup>いまとばな</sup> 東方沖 押廻埼灯台 <sup>おしまわし</sup> から真方位095° 1.0海里付近 （概位 北緯35° 33.1′ 東経135° 31.3′）
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>とも</sup> 智は、漂流中、船外機が始動できなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年9月4日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 智、総トン数なし（長さ2.80m） なし、個人所有 第251-21740号（船舶検査済票の番号） ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力3.6kW、回転数毎分5,000、1気筒、ボア55mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月不詳、平成10年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、船外機を停めて漂流し釣りをを行い、船長が釣り場を移動しようとして船外機を始動しようとしたが始動しなかった。</p> <p>船長は、船外機のリコイルスターターのロープを何度も引いて始動を試みたが、始動しなかったので航行不能と判断し、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により、高浜町所在の砂浜の沖合へえい航され、その後、船長がオールで漕いで着岸した。</p> <p>船長は、本インシデント後に船外機のキャブレターを清掃したところ、船外機が異常なく始動することを確認した。</p> <p>船長は、令和5年5月に船外機を自身で点検した際、キャブレターを分解整備していたが、本インシデント後、もう少し綿密に清掃しておけばよかったと思った。</p> <p>船外機の取扱説明書によれば、キャブレターは運転時間100時間又は6か月ごとに販売店に依頼して分解、清掃及び調整を行うことが推奨されている。</p>

<b>分析</b>	<p>本船は、船外機のキャブレター清掃が十分に行われていない中、漂流中、船長が船外機を始動しようとした際、キャブレターの汚れにより、燃料油が船外機に供給されなかったことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、船外機のキャブレター清掃が十分に行われていない中、漂流中、船長が船外機を始動しようとした際、キャブレターの汚れにより、燃料油が船外機に供給されなかったため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船外機を搭載する小型船舶の船長は、船外機の取扱説明書に推奨された運転時間又は期間ごとに、機関整備業者、販売店の整備担当者等によるキャブレターの清掃や調整を行うことが望ましい。</li> </ul>